

令和2年7月20日開催

新庄市農業委員会第1回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和2年7月）議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日（月）午前10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1番	浅沼	玲子	2番	笹	行也
3番	清水	哲夫	4番	間	真一
5番	田宮	成彦	6番	丹	茂
7番	星川	豊	8番	五十嵐	成生
9番	佐藤	啓右	10番	齋藤	謙二
11番	指村	貞芳	12番	三原	康志
13番	高山	光弥	15番	星川	吉和
16番	下山	秀一	17番	星川	秀男
18番	佐藤	喜代志			
4. 欠席した委員（1名）

14番	森	良一
-----	---	----

5. 議事日程

- 日程第 1 臨時議長の選任について
- 日程第 2 仮議席の指定について
- 日程第 3 議事録署名委員の選任について
- 日程第 4 会長の互選について
- 日程第 5 会長職務代理者の互選について
- 日程第 6 議席の指定について
- 日程第 7 一般社団法人山形県農業会議会員の選出について
- 日程第 8 新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第 9 新庄市農業委員会調査班の班員の決定について
- 日程第 10 調査班長の互選について

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○事務局長

それでは、これより議事に入ります。本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程により進めてまいります。

臨時議長選任まで暫時の間、進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

配付資料を確認させていただきます。配付資料は、新庄市農業委員会第1回の次第、議事日程、新庄市農業委員名簿、裏面には座席表が印刷されています。新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員名簿（案）です。以上が、本日の資料になります。

それでは日程第1、臨時議長の選任についてお諮りいたします。会議の臨時議長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律には特に定めがありません。これまでは、市議会の議長選挙に倣い、地方自治法107条の規定により会議出席者の年長者を臨時議長に選任しておりましたが、従来どおり年長者を選任しては如何かお諮りいたします。

<異議なしというものあり>

○事務局長

ご異議なしの声がありましたので、出席委員の年長者であります星川豊委員に臨時議長をお願いいたします。星川豊委員、議長席にご登壇願います。

<臨時議長（星川豊委員）登壇>

○臨時議長

只今、紹介いただきました星川でございます。年長者が臨時議長ということでありますので、会長が決定するまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。不慣れではありますが、皆様方のご協力を得ながら、やり遂げたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より出席委員の確認をお願いします。

○事務局

出席委員数について、ご報告申し上げます。農業委員18名中、出席委員17名出席でございます。欠席通告者は森良一委員1名でございます。以上です。

○臨時議長

ただ今事務局からの報告のとおり、17名が出席しております。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることを宣言いたします。

○臨時議長

それでは、日程第2、仮議席の指定を上程いたします。議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、只今、着席の議席を指定いたします。

○臨時議長

次に、日程第3、議事録署名委員の選任を上程いたします。選任について、いかがいたしますか。併せて会議書記の指名についてもいかがいたしますか。

<議長一任というものあり>

○臨時議長

議長一任ということですが、これに、ご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○臨時議長

ご異議がないようですので、議事録署名委員に三原康志委員と指村貞芳委員の両名を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥君と長南友紀君を指名いたします。

○臨時議長

日程第4、会長の互選についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

日程第4、会長の互選についてご説明いたします。会長は、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもって充てると定められております。従いまして、選挙投票によって行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、委員全員の同意があったときは、指名推選の方法を用いることができますのでよろしくお願いいたします。

○臨時議長

只今、事務局より説明ありましたが、会長の互選について、投票による選挙とするか、委員全員の同意による指名推選とするかについてお諮りいたします。いかがなる方法にいたしますか。

<指名推選の声あり>

○臨時議長

指名推選の発言がありましたが、指名推選とすることについてご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○臨時議長

ご異議なしと認めます。よって、会長は、指名推選により選出することに決定しました。次に会長職への委員の推選を求めます。

○佐藤喜代志委員

はい。

○臨時議長

佐藤喜代志委員。

○佐藤喜代志委員

私は、浅沼玲子委員を推選いたします。

○臨時議長

その他に誰かいませんか。

只今、佐藤喜代志委員より、会長に浅沼玲子委員の推選がありましたが、これに、ご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○臨時議長

異議なしと認めます。よって会長は浅沼玲子委員に決定いたします。

只今、会長に選任されました浅沼玲子委員は前の席においで下さい。ご挨拶をお願いいたします。

<浅沼玲子会長 登壇のうえ挨拶>

○臨時議長

浅沼玲子委員、会長就任おめでとうございます。浅沼玲子会長は、ただいまから議長席にご移動願います。

<星川豊委員 議長席より降壇>

○議長

引き続き議事に入ります。日程第5、会長職務代理者の互選についてを上程いたします。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者についても委員が互選した者となっております。従いまして、選挙投票によって行うのが原則であります。地方自治法第118条第2項及び第3項の規定により、委員全員の同意があったときは、指名推選の方法を用いることができます。選挙とするか、指名推選によるかお諮りいたします。

<指名推選の声あり>

○議長

指名推選の発言がありましたが、指名推選とすることについてご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者は、指名推選より決定することとなりました。次に会長職務代理者への推選を求めます。

○齋藤謙二委員

はい。

○議長

齋藤謙二委員。

○齋藤謙二委員

私が会長職務代理者に立候補いたします。

○議長

只今、齋藤謙二委員より自薦の発言がありましたが、他にございませんか。

○佐藤喜代志委員

はい。

○議長

佐藤喜代志委員。

○佐藤喜代志委員

私は、笹行也委員を推選いたします。

○星川豊委員

はい。

○議長

星川豊委員。

○星川豊委員

私は、三原康志委員を推選いたします。

○議長

その他に誰かいませんか。

複数の推選がありましたので、会長職務代理者は、選挙投票により決定することとします。

投票の記載は、記載所で行っていただきます。議場の閉鎖を命じます。

<議場の閉鎖>

○議長

只今の出席委員数は、17名であります。

念のため申し上げます。会長職務代理者候補は、会長を除く委員の皆さん全員となります。

投票は単記無記名投票であります。投票用紙には被選挙人の氏名を一人記載の上、投票下さい。開票の結果、一番多くの票を獲得した委員が会長職務代理者となります。同数の場合は、くじ引きにより決することとします。

それでは、名前を呼ばれた委員から順に、前方の記載台において投票用紙を受け取り、記入の上、投票ください。

なお、はじめに投票される委員は、投票箱の中を点検の上投票をお願いします。

<氏名点呼>

<各委員投票>

○議長

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

<議場の閉鎖を解除>

○議長

開票を行います。開票の立会人に佐藤啓右委員、下山秀一委員、丹茂委員、清水哲夫委員を指名いたします。4人の委員は立会いをお願いします。

<開票>

○議長

それでは、選挙の結果を報告致します。投票総数17票、これは先ほどの出席委員数と合致いたします。そのうち有効投票数17票、無効投票0票。有効投票中、齋藤謙二委員6票、笹行也委員10票、三原康志委員1票、以上であります。よって、笹行也委員が、新庄市農業委員会会長職務代理者に選ばれました。

只今、会長職務代理者に選任されました笹行也委員は前の方においで下さい。ご挨拶をお願いいたします。

<会長職務代理者 登壇のうえ挨拶>

○議長

笹行也委員、席にお戻りください。

○議長

次に、日程第6、議席の指定を上程いたします。議席の指定は、新庄市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により、くじで定めることとなっております。お諮りいたします。これまで、議席の指定については、1番が会長、2番が会長職務代理者で、3番以降について、くじで定めておりましたが、この方法にご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○議長

ご異議なしと認めます。それでは仮議席1番より順次くじをお願いいたします。

<各委員くじ引き>

○議長

くじの結果を整理するまで暫時休憩いたします。

<暫時休憩>

○議長

休憩を解いて再開いたします。議席の指定について、議席の番号と委員の氏名を事務局長より朗読させます。

<事務局長朗読>

○議長

只今、事務局長が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。各委員は、指定されました議席に各自の氏名札を持参のうえご着席願います。暫時休憩します。

<委員議席移動・着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第7、一般社団法人山形県農業会議会員の選出についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

一般社団法人山形県農業会議は、平成28年4月に一般社団法人に組織変更し、改正された「農業委員会等に関する法律」で規定する、山形県における「農業委員会ネットワーク機構」として指定を受けています。農業会議の定款第6条第4項第1号では、普通会员たる資格を有する者は、山形県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員となっております。

○議長

只今、事務局より説明ありましたが、一般社団法人山形県農業会議の会員には、農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員となっておりますので、新庄市農業委員会会長である、私が山形県農業会議の会員となることに、ご了承願いたいと存じます。これにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○議長

ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

○議長

次に、日程第8 新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長

日程第8、新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱についてをご説明申し上げます。配付資料の新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員名簿（案）をご覧ください。各地区の最適化推進委員の候補者でございます。

新庄市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則に基づき、推薦、募集を行ったところ、新庄地区定員3名に対し3名、稲舟地区定員1名に対し1名、萩野地区定員3名に対し3名、八向地区定員1名に対し1名の推薦、応募がございました。

委嘱等に関する規則第9条におきまして、農業委員会は、総会において推進委員を決定し、委嘱するものとする規定されております。ご審議頂き、ご決定頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑ありませんか。

<質疑なしの声あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。新庄市農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、事務局から提案されましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○議長

異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

次に、日程第9 新庄市農業委員会調査班の班員の決定についてを上程いたします。班員の決定についていかがいたしますか。

<事務局一任の声あり>

○議長

事務局一任の声がありましたので、事務局から提案をお願いします。

○事務局長

これから、新庄市農業委員会調査班の班員（案）を配付します。

<班員（案）配付>

○事務局長

新庄市農業委員会調査規則では調査班は、新庄・稲舟・萩野・八向の4班となっております。第2条では、調査班の班員は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から総会において決定することとなっております。それでは、各班の班員を提案いたします。

新庄班は、星川豊委員、佐藤啓右委員、森良一委員、星川秀男委員、笹行也委員、三原康志委員、五十嵐成生委員、三原常男農地利用最適化推進委員、今田栄二農地利用最適化推進委員、今田供明農地利用最適化推進委員。

稲舟班は、浅沼玲子委員、下山秀一委員、間真一委員、高山光弥委員、海藤芳正農地利用最適化推進委員。

萩野班は、丹茂委員、齋藤謙二委員、星川吉和委員、指村貞芳委員、笹寿明農地利用最適化推進委員、松浦洋一農地利用最適化推進委員、伊藤正美農地利用最適化推進委員。

八向班は、佐藤喜代志委員、清水哲夫委員、田宮成彦委員、須田雄二農地利用最適化推進委員を、提案します。

○議長

只今、事務局より、提案がありましたが、質疑ありませんか。

<質疑なしの声あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。新庄市農業委員会調査班の班員につきましては、事務局から提案されましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

○議長

異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

なお、各委員の調査担当区域については、のちほどの協議といたします

○議長

次に、日程第10、調査班長の互選についてを上程いたします。調査班長は、新庄市農業委員会調査規則第3条第2項に、班長は農業委員である班員の互選によると規定されております。よって、各地区調査班による班長の互選をお願いします。暫時休憩をいたします。

<各調査班による互選>

○議長

休憩を解いて再開します。

各調査班の班長の互選の結果が手元に届いておりますので報告いたします。

新庄地区調査班長に佐藤啓右委員、稲舟地区調査班長に下山秀一委員、萩野地区調査班長に星川吉和委員、八向地区調査班長に清水哲夫委員であります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これで、新庄市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和2年7月20日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 三原 康志

議事録署名委員 指村 貞芳